

第 15 回守口市子ども・子育て会議議事録

開催日時	平成 28 年 7 月 14 日（月）午後 3 時から
開催場所	守口市生涯学習情報センター ムーブ 21 3 階 研修室
議 題	(1) 開会 ① 部長のあいさつ ② 委員の紹介 (2) 議題 ① 会長及び副会長の選出について ② 会議の運営についての確認 ③ 特定地域型保育事業の認可定員及び利用定員に係る報告 ④ 保育・療育検討部会の設置について (3) その他 事務連絡 (4) 閉会
出席者	出席委員 12 名 欠席委員 (5 名) 東委員・上野委員・河田委員・黒川委員・下江委員・多井中委員 高橋委員・西山委員・萩原委員・正木委員・森園委員・山本委員

(1) 開会

【①部長のあいさつ】

(省略)

【②委員の紹介】

(省略)

- (仮議長) 本日の出席人数の報告を願う。
- (事務局) 本日の出席者は定数 17 名中 12 名。
- (仮議長) 守口市子ども・子育て会議設置条例第 4 条第 2 項の規程に基づき、定足数に達しているので会議は成立。
- 配付資料確認 (省略)

(2) 議題

【①会長及び副会長の選出について】

(仮議長) 会長は、守口市子ども・子育て会議設置条例第 3 条に委員の互選により定めると規定されている。どのようにしたらよいか。

(委員) 前回の守口市子ども・子育て会議の会長を務められ、守口市の現状をよく

ご存知の黒川委員にお願いしたいと思うがいかがか。

(仮議長) 黒川委員を会長にということだが、みなさんいかがか。

(各委員) 異議なしの声あり。

(各委員) 黒川委員に再度会長をお願いしたい。

(仮議長) 会長が選出されたので、以降の議事の進行については、会長をお願いしたい。

(会長) 2年間の会議で、時間が超過し、皆様にご迷惑をかけたところもあるが、今回も皆様の意見をたくさんいただき、まとめられるようご協力いただきたい。

副会長の選出だが、条例によると、副議長も委員の互選となっているが、どうするか。

(委員) 会長に一任してはどうか。

(各委員) 異議なしの声あり。

(会長) では、2年間やっていただいた、多井中委員にもう一度やっていただきたいと思うがいかがか。

(各委員) 異議なしの声あり。

(委員) 前回の子ども・子育て会議の中で、色々な議論をしてきたことを、会長とともに、頭の中に入れてきているので、流れはわかっているつもりである。いい議論になるように、会長を支え進めていきたいと思う。

【②会議の運営についての確認】

(事務局) 資料4「守口市子ども・子育て会議運営要領」は平成26年3月24日に開催した、第1回守口市子ども・子育て会議において定めたもので、守口市子ども・子育て会議の運営に必要な事項を定めている。「守口市子ども・子育て会議運営要領第2条」では会議の公開について定めており、個人情報扱う場合や会議を公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがない限り、会議は原則公開になっている。

また、運営要領第3条では、守口市子ども・子育て会議における議事録について定められている。議事録には、開催日時と場所、出席委員の氏名、そして議事の内容、そのほか必要な事項を記載することとなっている。議事録は事務局にて作成後、委員の皆様にご確認いただき、修正すべき箇所があれば修正を行い、会長が指名した2名の委員が署名を行った後、公開となる。

次に、本会議における傍聴の取扱いについて説明する。先ほど、会議は原則公開と説明した。そのため、会議の傍聴についても、取り決めをしている。

資料5「守口市子ども・子育て会議傍聴要領」をご覧いただきたい。

先ほどの**資料4**「守口市子ども・子育て会議運営要領」と同様、平成26年3月24日に開催した、第1回守口市子ども・子育て会議において定めたものである。傍聴要領第2条、第3条では、傍聴する際の手続きや、傍聴についての制限を記載している。第4条では、傍聴人数に関して記載されており、部屋の広さ等により、人数の制限ができる。そのため、守口市子ども・子育て会議では、会場に設置した傍聴席を上回る数の傍聴人が来た場合について、抽選という形をとらせていただく。なお、今回の傍聴人数の定数は、**参考資料1**「守口市子ども・子育て会議の傍聴について」に記載があるとおり、10人とさせていただいている。

傍聴要領第5条では、傍聴人の守るべき事項として、会議の進行の妨げとなる行為の禁止や、写真やビデオの撮影、録音の禁止などについて記載している。傍聴人が、これらの禁止事項を行った場合については、会長がその傍聴人に対して退場を命ずることができる」と第6条に記載されている。

(会長) 会議の議事録に関する署名委員についてだが、**資料2**に名簿があるが、会長を除く名簿の並び順で願います。

(委員) 新しく入られた委員の方もいらっしゃるの、この守口市子ども・子育て会議が実際にどういことを検討し、どのような内容を話し合うのかを、知っておいたほうが良いと思うので、事務局のほうから願いたい。

(事務局) 守口市子ども・子育て会議は、平成26年3月24日に第1回目を開催した。平成26年度の議題は、「守口市子ども・子育て支援事業計画」の作成が主であった。

平成27年度は、守口市では、保育所・幼稚園の認定こども園への移行が行われているが、認定こども園になった際の定員の設定について、どのような内訳で定員を設定されるのかという議論もいただいた。新しく認定こども園になるにあたり、今までは保育所は保育所、幼稚園は幼稚園に分かれていたが、両方のお子さんが来る形になるので、その内訳、定員を設定する必要があるためである。

どのような内訳で定員を設定されるのかという議論もいただいた。

他にも、認定こども園のほかに認可施設として小規模保育事業というものがあるが守口市内にはある。小規模保育事業というのは、9人以下で、0歳から2歳までの

お子さんを預かる施設である。この施設について、平成27年4月1日から新しく認可という制度が始まり、ここについても、0歳、1歳、2歳の定員の設定について、議論いただいた。

そして、平成28年度については、同じく定員の設定のご意見に加え、この後四つ目の議題でさせていただく、「保育・療育検討部会」についても、今回の守口市子ども・子育て会議の検討部会という形で、設定をさせていただきたいと思っている。

現在、守口市は市立施設の再編整備を行っているところである。その中で、現在、日本全体でも騒がれておりますが、障がいのあるお子さんがたくさんおられ、施設も、保育士も少ない中で、保育・療育というものが、なかなかうまくできていない。そのような状況を踏まえ、今後守口市として、わかくさ・わかすぎ園という施設以外にも市立保育所、市立幼稚園、認定こども園、そして民間の施設も含めた守口市としての療育を、どのように行うのかといった議論を平成28年度、新たに加えさせていただいた。

【③特定地域型保育事業の認可定員及び利用定員に係る報告】

(事務局)

資料6 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る平成28年8月1日現在の認可定員及び利用定員(案)」の資料をご覧いただきたい。1枚目が中部エリアの変更前と変更後の認可定員と利用定員を記載している。2枚目が守口市全体の変更前、変更後の認可定員及び利用定員を記載した資料である。このたび、小規模保育事業であるナースリーさくらが、平成28年8月1日から認可定員及び利用定員を12名から19名に変更する。今回の会議から新たに委員になられた方もいらっしゃるので、まずは今回の資料にある用語・言葉の説明から入りたいと思う。

表の上欄の中ほどにある認可定員と利用定員についてだが、認可定員とは、認定もしくは認可施設の設置の申請・届け出を行うに当たり、各施設が定めた定員のことを言う。各施設が定めた定員については、認可庁が認可等の審査を行う際、児童1人当たりに対して必要な面積基準を満たしているか、保育士などの職員が配置基準以上に配置されているかなどの審査を行う。認可後についても、認可定員の変更を行う際には、同様に面積基準や職員の配置基準といった審査を行う。

次に、利用定員とは、先ほどの認可定員を超えて設定することができず、必ず認可定員の範囲内で設定する定員なのである。この利用定員は、施設型給付や地域型保育給付と呼ばれる公定価格を算出する際の根拠となる定員である。つまり、各施設が教育や保育を行う際に必要となる経常的経費を、国や大阪府そして守口市から受領する際の根拠となる。なお、子ども・子育て支援法では、子どもを預けている保護者に対して施設型給付費を支給するとな

っているが、実務上、子どもを預かっている施設が代理受領するという形である。

次に、表中の一番左にある、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業についてだが、特定教育・保育施設とは、認定こども園、保育所、そして幼稚園を指す。この中で幼稚園については、一部特定教育・保育施設に該当しない施設があり、本市でいうと認定こども園に移行されていない私立幼稚園を目指す。

次に、特定地域型保育事業であるが、これは従来のいわゆる認可外保育施設などが、新制度のもとで市町村の認可と確認という手続を経て、0歳から2歳までの保育の受け皿として公的な位置づけを与えられた事業のことである。平成27年4月から始まった、子ども・子育て支援新制度のもと、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業の四つが地域型保育事業に分類される。実際には、居宅訪問型事業以外は、事業者が保育を行う土地や建物を確保して、事業を实际行うので、通常は便宜的に小規模保育事業所などと呼んでいる。また小規模保育事業については、職員配置の違いにより、A型、B型、C型と3種類ある。本市では現在、A型とB型の小規模保育事業所がある。A型については、保育に直接携わる者の全員が保育士である必要がある。対してB型については、保育に直接携わる者のうち、保育士が半数以上いればそのほかの者については市長が実施する、または指定する研修を修了した保育従事者でも可能となっている。

次に、小規模保育事業の開始までの流れを申し上げる。まず事業者からの申請を守口市が受け付け、守口市が定める条例などの規程に適合しているかどうかを市が審査する。その上で事業者に対して指導などを行い、事業開始に必要な環境が確保できているかどうかを確認し、当会議の意見を伺い、それを踏まえて市が事業の認可を行う。その後、認可に続いて確認という手続がある。認可されれば公的な位置づけがされた施設として、子どもの保育はできるが確認という手続を経て初めて新制度のものの事業所として地域型保育給付を受け取ることが出来る。その確認を行う際に、利用定員を設定することになる。その設定については当会議でご意見を伺い、その意見を踏まえて市が確認という行政処分を行って、一連の手続が完了する。

なお、利用定員については、地域型保育事業の場合も特定教育・保育施設の場合も、利用定員を新たに設定するときはあらかじめ審議会、そのほかの合議制の機関の意見を聞かなければならないと子ども・子育て支援法にあり、守口市では子ども・子育て会議の意見を聞くこととさせていただいている。そのため、今後認定こども園になるなどして、新たに認定こども園の利用定員を設定する際は、子ども・子育て会議でご意見をいただくという形になる。

また、認可定員、及び利用定員の変更については、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないという旨の規程は、子ども・子育て支援法には

ないが、当初の認可定員及び利用定員の設定について、子ども・子育て会議に意見を伺っていることから、その後の定員変更については、子ども・子育て会議への報告という形で、定員の動向を報告する。

最後に、表の一番右にある1号認定、2号認定、3号認定子どもについて説明する。これは子ども・子育て支援法の第19条第1項第1号から第3号までに定義されている。第1号には満3歳以上の小学校就学前子どもで次の第2号に掲げる子どもを除くとある。第2号には、満3歳以上の小学校就学前子どもであり、保護者の労働等により、家庭で必要な保育を受けることが困難な子どもとある。すなわち第2号では、保育が必要な3歳から5歳までの子どもを指しており、第1号では通常、幼稚園に通うこととなる3歳から5歳までの子どもという形になる。そして第3号では、満3歳未満の小学校就学前子どもであり、保護者の労働等により家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども、つまり保育が必要な0歳から2歳までの子どもという形になる。すなわち、通常幼稚園に通うこととなる3歳から5歳までの子どもについては、1号認定子ども、保育が必要な3歳から5歳までの子どもについては2号認定子ども、そして保育が必要な0歳から2歳までの子どもについては3号認定子どもとなる。

資料で記載のある用語説明は以上である。

それでは、本日の議題である、「特定地域型保育事業の認可定員及び利用定員」の報告をさせていただく。平成27年4月1日に、小規模保育事業B型として認可定員及び利用定員を12名で事業を開始したナースリーさくらだが、今回児童の実員に応じた定員規模へ変更するため、認可定員及び利用定員を12名から19名に変更を行う予定としている。資料の下の表が変更前、つまり現在のナースリーさくらの認可定員及び利用定員と、中部エリアにおけるその他の施設の定員数である。そして資料の上の表が、変更後のナースリーさくらの認可定員及び利用定員と、中部エリアにおけるその他の施設の定員数となる。

内訳を申し上げると、ナースリーさくらの変更前の定員設定については、0歳が3名、1歳が4名、2歳が5名の、合計定員12名であるが、変更後については0歳の定員が5名、1歳の定員が6名、そして2歳の定員が8名に変更する予定である。そのため、中部エリア全体では、認可定員は995名から1,002名に7人の増加、そして利用定員についても930名から937名に7名増加している。また、3号認定のうち0歳については63名から65名に2名の追加、そして1歳、2歳においても241名から246名と5名増加している。

2枚目の資料については、中部エリア以外の東部エリア、南部エリアを踏まえた守口市全体の変更前と変更後の資料となっている。なお、変更日については平成28年8月1日付である。

定員変更なので報告という扱いになる。

(会長) 質問だが、今、待機児童は何人なのか。

(事務局) 平成 28 年の 4 月 1 日時点での待機児童は、17 名である。

(会長) エリアごとに出るのか。

(事務局) エリアごとでは、今まとめてられてはいないが、種別では今答えることが可能である。公立が 4 人、その他の私立の認定こども園等については 12 人、小規模については 1 人である。

(委員) この 1 年 2 年は平成 30 年度に公立の認定こども園が 3 園になる過渡期である。待機児童は前年度と比べたら増えているのか、減っているのか。

(事務局) 平成 27 年 4 月 1 日時点の待機児童は 28 名である。今年度は 17 名なので、人数は減っている。

(委員) まず、待機児童の定義について、守口市の場合、どのような状況の方を待機児童と言っているのかを教えてください。

(事務局) 先程申し上げた、平成 27 年度の 28 名、平成 28 年度の 17 名という待機児童については、厚生労働省が定めている定義に基づいた数である。この定義では、保護者の私的な理由に基づく場合は、定義から外しても構わないとあるので、それについては、我々も待機児童という形ではカウントしていない。つまり、現在守口市の入所申込の際には、第一希望から第三希望までの入所希望施設を記入していただくことになっているが、保護者の私的な理由等で、第二希望までしか書いてない、保護者について、その方が仮に入所されていないという場合であっても、それは保護者の私的な理由ということになるので、待機児童という形でのカウントは行っていない。

(委員) 第三希望まで希望を書いて、なおかつ施設に入所できない幼児に関して待機児童としてカウントをすると考えていいか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 第三希望まで書かれない人はどれぐらいいるのか。

(事務局) 平成 28 年度 4 月 1 日時点で、110 名である。

(委員) ただこれは、保護者サイドの私的な理由かわからないので言えない。

(事務局) 平成 28 年 4 月 1 日時点の待機児童については、17 名であり、待機児童の定義についても一定説明を行ったが、他にも、今回の制度の改正で、求職をされている、仕事を探しておられるという方についても、例えばハローワークで届出をされておられて、ハローワークで月に 1 回なりの求人広告状況、どのような活動をされたかということで一定、求職をされていることがある程度客観的に確認ができれば、待機児童に含まれることとなる。例えば 4 月 1 日時点で育児休業を取得されておられ、年度途中の 9 月に育児休業が明けられるというような場合、9 月から入所したいということで申請をされたとしても、4 月 1 日時点の待機児童には含まないことになる。

また、例えばハローワークに届けをされていなくても、お家で何かいい仕事があれば勤めたいというふうな気持ちをもっている方については、待機児童の中には含めないというような厚生労働省からの通知もある。そのような部分を差し引き、平成 28 年 4 月 1 日時点では 17 名ということである。

しかしながら、それ以外に 110 名の、保育・幼児教育をご希望されているというご家庭があるということは認識しているので、17 名だから何ら手だてをしなくていいということではなく、1 人でも入所したいという方がおられたら、それに応えていくべきものであるという形で政策を進めていきたいと思う。今回、ナースリーさくらで利用定員を上げていただけるということで、今回定員の変更を会議で報告させていただいている。

(会長) 平成 28 年度が一番足りない時期だと思うので、できるだけ積極的に、小規模であろうが何だろが増えることは望ましいと個人的には考えている。他に、何かご意見はないか。

(委員) 3 号認定子どもの、0 歳から 2 歳の子どもたちのキャパシティが増えるというのはとてもうれしい話で、待機児童を減らすことが出来る話だと思う。ただ、スペースが同じで子どもの数だけ増えていたら、本当にそれがいい環境かどうか気になるのが一点。もう一点が、今、小規模保育所 B 型の保育士の数が 2 分の 1 でいいという話であったが、そういう保育環境の面で、きつと何らかの配慮がそこにあるんだろうなど。例えば保育士が増えているとかそういうものがあるのかと思っているが、そのあたり情報があれば教えていただきたい。

(事務局) ナースリーさくらの平成 27 年 4 月 1 日現在に、認可したときの当時の職員

配置でいきますと、職員が10名。その中で保育士の資格を持っている方が6名、無資格の方が2名でした。今回、平成28年8月1日からの職員配置は、職員が16名、保育士の資格を持っている方が7名、保育士の資格を持っておられない方が4名、その他に調理士などの方がいる形になる。

保育士の資格を持っていない方についても、市長が指定する研修、保育従事者研修を受講した上で保育に当たることが条件になるので、ナースリーさくらにつきましては、今回新たに保育従事者研修を市で実施し、さらに、今後守口市が実施している公立の保育士、民間の保育士を対象にした研修についても、引き続き受講をお願いし、保育や、先生の質を担保していきたいと考えている。

施設の基準については、当初から19名は入れる余裕があった。その中で先生の数などの条件で、ある一定の制限をされていた。今回についても、面積としては同じ施設を利用されているが、面積基準などは十分クリアしている。

(委員) 資料6で、市全体として認可定員が全て合わせて3,817人とあり、利用定員が3,450人とある。ここに400人ぐらいの差があるが、これは実際利用されている方が3,450人というふうと考えていいのか。

(事務局) 利用定員は、実際に利用されている子どもの数とは違う。また、利用定員については認可定員の範囲内で定めることとなる。
例えば公立の幼稚園が一番顕著な例と思うが、公立の幼稚園も認可定員はある。ただ現状児童の数というのが、平成27年4月だと大分認可定員からはかけ離れていた。認可定員と同じ設定で子どもを受け入るとしたときに、市としては先生などが足りず受け入れがなかなかできない状態である。実際の認可定員に対して利用定員や、実際に受け入れられる数としては、少なくなり乖離が出てしまう。

(委員) 利用定員と、実際に今利用されている方というのがどれぐらいかは、4月1日現在とかでもわからないのか。

(事務局) 今現在、守口市内にある施設の4月1日の実際に入っておられる方の数は今2,524名。ただしこの数字については、先ほど事務局から説明のあった1号認定、2号認定、3号認定という三つの種類の認定のなかで、1号認定こどもは除いている。つまり、2号認定・3号認定こどもの数である。

(委員) 幼稚園の子どもたちは除いた数と考えていいのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 幼稚園の人数はどうか。

(事務局) 1号認定子どもについては、新制度下の認定こども園と幼稚園が該当するが、幼稚園については守口市には今のところない。新制度下の施設型給付を受けられる場合の園については、1号認定子どもの人数は市でおおむね把握はできるが、新制度以前の私学助成を受けておられる従来の幼稚園については、幼稚園のその人数というものを市では、5月1日時点学校基本調査などで、一定把握はしているが、今持ち合わせていない。

(委員) 1号認定を除く方で2,524人の人数がいて、利用定員は3,450人ということとは、3,450人は受け入れられるという体制なのか。

(事務局) あくまでもそれは1号認定子どもを含めた全体の数である。3号と2号の区分の違いや、年齢の違いなどで、一概に3,450人が、保育ニーズに受け入れられる子どもというわけではない。保護者の希望もあるので、ぴったりそこに当てはまるというのは、なかなか難しいのではないかと思われる。

(委員) 2,524人プラス1号認定子どもの方が今利用されていて、定員割れしているところがあるのに、この110名の保護者の都合なりで、入らないのか、それとももう守口市の施設はもう定員いっぱい、入れなくて110名なり17名というのが出ているのか、その概要を知りたい。もういっぱい入れない方が多いのか、入れるが、例えば保護者の方がここの保育所でないと絶対に嫌だとか、ここの幼稚園に絶対通いたい、入れないのなら通わないという方が多いのか、どういう状況として捉えているのか。

(事務局) 内容としては両方だと思う。現在、厚生労働省定義で17名の待機児童がいるが、その内訳は、0歳児が2名、1歳児が8名、2歳児が7名である。基本的に3号認定と呼ばれるところにおおむね待機児童が発生しているということになる。実際に保護者の方がお子さんをお産みになり、働いていらっしゃる方に関しては1年間育休をとり、その後1歳になったら預けようという方が多くいらっしゃるということがこの数字からも見えてくるかなと思っている。

実際に、施設のキャパシティがないという面もあるし、実際自分は東部エリアに住んでいて既に定員が満員だが、南部はあいている。しかし、実質的に通うことは難しいというところもあると思う。

(委員) 命を授かった子どもたちが0歳、1歳、2歳と過ごす環境がどのようなも

のであるか、子どもは大阪府で認可を受けた設置基準の大変厳しい幼稚園で、子どもを育ててきた。この2年間ぐらいの間に他の子どもを預かる施設の設置基準がどうなのか、具体的にはわからなかったが、小規模保育事業の認可を受け、室内で事業を行っているとか。保育所の横に公園があればいいようなことは聞いていたが、全く何もそういうものがない、部屋だけのところで子どもを預かること自体が、子どもにとって余りよい環境ではないのではないかとすることはずっと申し上げてきた。私の42年間の教職生活の中で、やはりそういうところから幼稚園に転入してきた子どもには、もう既に色がついている。やはり伸び伸びと戸外でも遊び、いろんな子どもたちに対する刺激というもの、豊かな刺激を受けた良い環境で育った子どもというのはやはりとても豊かなものを持ち合わせ、人は環境の子という言葉通り成長している。待機児童優先で国策が走っているが、市だけの問題ではなく、やはり子ども子ども・子育て会議ということになれば、その辺のところももう一度、数に追われるのではなく良い環境づくりということもしっかりと頭に入れて会議を進めていっていただけたらと思う。

(委員)

特定地域型保育事業にお子さんを預けられた方というのは、実は普通の保育所に入れず、それで今までだったらそういう方も待機児童の扱いになったと思う。新制度になって待機児童にはならないということなら、例えば0歳で小規模に入り、その後2歳からはやはり環境のいい保育所に行きたいという場合は、どのようにすればいいのか。

(事務局)

今、小規模保育事業所に関しましては0歳から2歳児までとなっているので、3歳児以降を小規模保育事業所で見るとは基本的にはできない。その中で、今、国から2歳児で卒園される方については、その保育が途切れないうよう、3歳児以降も通うことのできる枠を、市でも管理しなさいと言われてる。

本市においては、小規模保育事業所は2歳児で卒園になるので、3歳児のときには新たな園を見つけていただき、再度申請をしていただく必要がある。例年であると、入所の募集選考については10月1日から2週間ほどかけて募集を行い、選考は、保護者の方の就労状況の時間帯など、点数下に基づき、点数の高い方から入所をしていただく。その中で小規模保育事業所を卒園される方に関しては、次も必要であることを認識しているので、守口市で独自に、加点の点数をつけて次の3歳児のときの保育が欠けないような形で、選考等を行っている。

(委員)

0歳で入り、1歳になる時点で希望される方もある。2歳からということは今説明していただいたが、そういう大事な1年間ということで、1歳から

入りたいという方の場合、加点もなくただの保育点数になるのか。

(事務局)

1歳児になる時点や、年度途中での転所を希望する場合だが、現在、守口市で、小規模保育所からの転園は可能という形で進めている。実際に小規模保育事業所に在園しながら、ほかの認定こども園に希望を出すことができる。

平成27年度においては、小規模保育所からほかの園に転所を希望される場合、一度その小規模保育事業所をやめていただき、希望される園の募集を新たにさせていただくという形をとっていたが、実際には保護者の方は働いていらっしゃる、一度やめるということはなかなかできない状況であった。そこで、平成28年度は小規模に在園しながら他の0歳から5歳児までの保育を実施している施設に希望を出せる形で実施している。

(委員)

例えば待機児童で自分がこの保育所や認定こども園に行きたいと言って、第三希望まで書いたが、そこに当たらなかった、それでどこにも行くところがないから小規模保育所に行く。しかしながら、そのお母さんの気持ちはできるだけ早く環境が整った保育所や認定こども園に入れたいという思いがあった場合、その希望がかなえられるようになったらいいと思うが、どうなのか。つまり待機児童で行くところがなくて、結局希望したところが全部アウトになり、特定地域型保育事業に行ったが、やはり認定こども園に早く入れてほしいというような思いは、どうなるのか。

(事務局)

認可の認定こども園もしくは保育所、幼稚園にという方々のご希望はあるだろうと、我々としても感じている。平成26年度までは5園の家庭保育所を市独自の施策で実施していたが、平成27年度から新制度により、小規模保育事業所についても一定公費の投入がされるような形になった。国から2分の1、大阪府から4分の1、市から4分の1の公費が投入されている。

今までは市独自でその5園の家庭保育所には補助金を出していたが、小規模保育事業所ではそれなりの設備や給食、保育の質についても一定確保されていないと認可ができない、もしくは公費を投入されないというような状況である。今回の事業者についても一定努力をされ、平成27年に新制度に移られる前に、家庭保育所5園については、そのうちの3園が市の公費の投入を受け整備を改善されて、今はきっちりした給食の調理もできる、また部屋についてもきれいな建物に変えていただいたというような経緯もある。

保護者の方々の気持ちは、十分我々としても理解しているところで、今後ともそれを受けとめた上で、手だてのほうは講じていくべきということは考えている。

ただ、その一方でやはり公費を投入し、事業所という形で認定された施設であるので、その中で質の担保、保育士の確保といった部分も踏まえた上で、

小規模保育事業所であっても民間の保育所・認定こども園等と遜色ないような形での保育をしていただけるように、市としては指導していきたいと考えている。

(委員) 2歳で小規模を卒園した場合、点数が加点されるということだが、先ほどの話では、1歳からの転園希望として出している場合は加点がない。そういった子どもは待機児童になるのか。小規模保育所にいるということは待機児童にはならない。待機児童ではないけれども次に待機している状態、希望しているという状態だと思うが、その場合、先ほど言っていた厚生労働省の定義での待機児童にはもちろん含まれないと思うが、私的理理由という人数にも含まれないということになるのか。

(事務局) 本来は認定こども園に行きたいが、今小規模にいるという方に関しては、守口市は、その厚生労働省の定義で言う17人や、全体の110人という中には、入れていない。

(委員) 小規模保育所事業B型の場合、保育士資格を所有する職員は半数でいいとありましたが、国や大阪府、市町村から、補助金等をもたらしている以上、やはり、子どもに関わる環境の一つとして、保育士資格を持っていることは重要だと考える。

過去に、大阪府で開催されたいじめの関係の委員会に入ったことがあるが、その中で、保育士のパートの人で子どもに対して厳しく接する人がいて、生活力の強い子どもは、その保育士にちゃんと従うのだが、生活力の弱い子どもはその保育士におびえて、保育園に行きたがらなくなったという事例があった。

資格というものは非常に大事で、幼稚園でも幼稚園教諭の免許を持っていないと勤めることは出来ない。

国策として待機児童解消を進めていて、子どもを預かってくれることは親切なことではあるが、子ども達にすると不親切で、あまり良い環境の中にいるとは思えない。

(会長) 講習を受けたからいいということだが、本当にそれでいいのだろうかということをしっかりと考えていただきたい。

それは、この会議で考えることなのだろうか。国の施策としてある以上、市としては関与出来ないのではないかと。

(委員) 国の施策であっても、他市では色々と独自の施策を打ち出しているところもある。

(事務局)

実際に独自の施策を行っている市町村もあると聞き及んでいる。しかし、守口市では、待機児童を抱えている現状を踏まえると、小規模保育事業 A 型だけに特化することが、果たして保護者のニーズに応えられるか考える必要がある。たとえ小規模保育事業 B 型であっても職員研修なり行い、しっかりと指導をしたうえで他の施設と遜色のないよう質の向上を図っていきたいと考える。

(会長)

次の議題である保育・療育検討部会の設置について事務局から説明をお願いする。

【④保育・療育検討部会の設置について】

(事務局)

守口市では昨年度、「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備計画に関する基本計画」を策定するに当たり、守口市すこやか幼児審議会に諮問し、審議を行ってきた。またその際に、市立保育所や幼稚園で保護者向け説明会も複数回行ってきた。その中で、保護者の方々から市立施設が 3 園に集約されることで、今まで市立施設に通わせることができていた子どもの行き場所がなくなるというご意見や、わかくさ・わかすぎ園で行っているような療育をわかくさ・わかすぎ園以外でも受けられるようにしてほしいなどといったご意見をたくさんいただいた。現在、わかくさ・わかすぎ園では障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもが通園し療育を行っているが、基本的には認定こども園や保育所、幼稚園などとの並行通園というものが認められていない。そのため、認定こども園などに入所することになれば、わかくさ・わかすぎ園を途中退園するという形になる。

市では、わかくさ・わかすぎ園を退園後に通う認定こども園等の施設で、療育を継続して行うことができるような施策検討の必要があるというふうに考えている。また市立施設が 3 園となっても、重度障がいなど受け入れに際して特別な支援が必要な子どものセーフティーネットとしての役割は、今後も市立施設が担うところである。また私立施設においても、今も受け入れを行っていただいているが、今後は今以上に受け入れをしていただく必要がある。そして市立、私立施設において、受け入れを行うだけでなく、児童に対してどのように接し、そしてどのような保育や療育を行っていくことで、児童の成長をサポートしていくことができるのか、などを検討する必要があると考えている。

そこで、今回、守口市子ども・子育て会議設置条例第 5 条にある部会を設置し、今後の守口市における保育・療育のあり方や方向性、障がいのある児童や特別な支援が必要な児童、さらに私立園などの市内教育保育施設などへ

のサポート体制などのご意見をいただきたいと考えている。

(会長)

昨年度のすこやか幼児審議会等、市民の方々のご意見から端を発して、保育と療育という部分についての検討をどこかでしなければならないということになってきた。それでこの会でやるのか、この会の下部組織、検討部会という形でやるのかというところで、一つの議論が必要だと思う。その辺りを審議してほしいということだが、市としてはどのように考えておられる部会なのか、なぜここでやらないのかというところを説明していただきたい。

(事務局)

平成 28 年度の守口市子ども・子育て会議の日程を踏まえると、会議の開催数というのは限られているが、その中で子ども・子育て会議、いわゆる本会のほうで開催しなければいけない回数というのは今年度は約 3 回と事務局では考えている。それに加えて療育についての審議を、子ども・子育て会議で仮に行うとなれば、会議の開催回数に限界がある。また、部会を設置することで、比較的短時間でその専門分野の委員構成を組み議論ができると考えている。

(会長)

この会議でやったほうが良いという意見もあると思うし、部会で少人数、そういう形でやったほうが良いという意見もあると思う。部会の場合、予算的には確かに少なく済む。ただいろんな意見が出てくるかという、偏った意見になる可能性もある。本会議というこの守口市子ども・子育て会議が今のところ 3 回の予定なので、その兼ね合いがある。途中でいつ報告ができ、最終的にすり合わせとしないかと思ってしまう。日程的な問題もあると思う。皆さん方の意見を伺いたい。

(委員)

部会の人数というのは何人ぐらいを考えているのか。

(事務局)

人数については、事務局案ではあるが、12 名を予定している。療育に関して、専門知識を有していたり、現状をよくお知りの委員で構成してはどうか思っている。具体的に名簿順にお名前を申し上げますと、黒川委員、里見委員、多井中委員、房岡委員、河田委員、西山委員、上野委員、東委員、下江委員、高橋委員、山本委員、郡司委員、合計 12 名という案である。

(委員)

この子ども・子育て会議が話し合う一番中心の会議であることには間違いないと思う。部会なので、この中の何人かが集まって話をする事となる。部会で話し合った内容が上がってこない全員で確認がとれないと思っているが、まずその位置づけである。もしそこで話し合ったことで提言書なり文書なりを作成するということがあった場合は、子ども・子育て会議にかけて

いかないとだめだと思う。部会が単独で勝手にやっているわけではなく、あくまでもここにいる子ども・子育て会議がメインであり、部会が検討する場所であるという捉えでよいか。

(事務局) メインの会議は今の子ども・子育て会議である。そして療育に関して部会で検討する。そしてその検討した結果を再度本体の会議で報告し、子ども・子育て会議の了承を得た上で、提言書なりを、まとめていただくような形がとればよいと思っている。

(会長) 提言書等の形になった場合も、この会議がやったということになるのか。

(事務局) 子ども・子育て会議としての提言書を市宛てにいただければという形では考えている。

(会長) 部会で療育に関しては専門的な知識を持ち、かかわっておられ、いろんな意見を出していただくような方々が集まって、実際検討していただき、それをここでもう一度意見を聞いて、子ども・子育て会議の意見として、提言をさせていただくというような捉え方でいいか。

(事務局) 委員の言われたとおりである。

(会長) 本会議は17名で、部会が12名というのが、アンバランスといえばアンバランスだ。本来は部会にするならもっと下げるべき可能性もあるし、その辺の人数の問題もあるが、市側としては予算的な問題もあるので、そのような形で療育の会としてやりたい。
何か別の方法で全員でやるとかという方法もあると思うが、その辺のご意見はあるか。

(委員) 療育の会合ができるということは一步前進していると思う。何とか明るい前進できる、子どもたちの未来をつくってあげたいという思いは、みんな一緒だと思うので、どなたが集まられてもいい話し合いができるし、療育というものが必要な子どもたちのために話し合いができると思う。人数をどうしたらいいかというのは本当にいろんな考え方があるので、事務局から出された案でやってみてはいかがか。それで問題が起これば、またそのときに考えるというふうにしたら良いと思う。

(会長) 療育の部会に入られる方々は、月1回ぐらいのペースでの開催となり、ご負担をかけるかもしれないが、一応そのような形で、12名という形でやらせ

ていただいてよいか。

(各委員) 異議なしの声あり。

(会長) 12名で部会をやるということで、決めさせていただく。

(3) その他

【今後のスケジュールについて】

(事務局) 今後のスケジュールだが、まず保育・療育検討部会の説明をさせていただく。第1回の保育・療育検討部会については、本日この子ども・子育て会議終了後に開催したいと考えている。ただ、本日の部会の議題としては、部会長の選出や会議の運営についての確認など、事務的な内容で、だいたい時間としては15分程度を想定している。第2回以降の保育・療育検討部会については、月に1回程度と考えているので、来月8月中に開催させていただき、その後、月に1回程度、9月、10月と考えている。開催回数としては、5回から6回程度を想定している。部会での審議の結果については、守口市子ども・子育て会議にも、報告をさせていただく予定である。部会の委員さん12名の方については、この会議が終了後、この会場に残っていただき、引き続き行いたい。

次に、守口市子ども・子育て会議の今後の会議日程と予定議題についてだが、第16回守口市子ども・子育て会議については、12月ごろを考えている。予定議題としては、平成26年度に策定した守口市子ども・子育て支援事業計画の、平成27年度における進捗状況の報告を予定している。また、第17回守口市子ども・子育て会議は、来年の平成29年2月から3月ごろを開催予定と考えている。予定議題としては、平成29年度に認定こども園に移行予定の施設があり、その施設の利用定員の設定についての意見を伺うことになると思う。なお、各施設において認可定員や利用定員の変更がある場合においては、直近の子ども・子育て会議で報告させていただくので、議題内容が追加されるということもあろうかと思うが、そのあたりはご了承いただきたいと考えている。

(4) 閉会